

## ◆ 道具類（シャトル）に係る申請の流れについて

- ① 機料品店に見積書の発行を依頼してください。（シャトルのみの見積書としてください）
- ② 見積書の提出については、下記の流れで組合へご提出ください。



見積書は申請者宛ではなく、組合宛で発行、備考に申請者名分（事業者名もしくは個人事業主名）を必ず明記してください。

見積書の明細には、本体価格と消費税の金額が明記されたものがが必要です。

### ③ 見積書の提出期限及び提出先

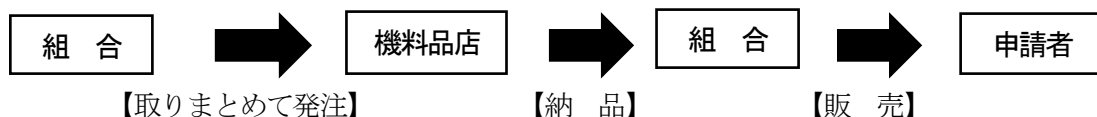
**【提出期限・提出先】 令和5年5月19日(金) 17時必着 丹後織物工業組合 TOC 事業課**

※提出期限を過ぎると組合の申請が間に合いません。

※シャトルの見積書提出期限と生産基盤補助金提出期限が異なりますのでご注意ください。

### ④ シャトルの発注について

組合がシャトルの数量を取りまとめて、各機料品店へ発注し、組合が販売します。先に機料品店でご購入されると補助の対象になりませんのでご注意ください。



### ⑤ シャトルの販売について

組合が申請者へ販売します。機料品店より組合に納品され次第、ご連絡させていただきます。京都府補助金は予算の範囲内で交付決定されますので、交付決定額が3分の1を下回る場合があります。その場合でも、組合へ申請されたシャトルはすべてご購入いただきますので、ご了承ください。キャンセルはできません。

また、府・与謝野町の補助金と併用される方は、販売金額については通常の価格で販売し、府より組合へ補助金が入金されましたら各申請者へ補助率分の返金をします。

併用されない方には、交付決定された補助率に基づき計算した金額を差し引いた価格で販売します。

### ⑥ 与謝野町の助成事業との併用について

「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」のいずれかの支援制度を利用される方は併用が可能です。

併用される場合、シャトルの見積書は組合が発行しますので、その旨を申請時にご連絡ください。与謝野町へは、組合が発行した見積書をご提出ください。

その他ご不明な点は、組合へお問い合わせください。